

(案)

東京都定期調査報告連絡会 会則  
(略称『定期報告の会』)

(名称)

第1条 この会は、東京都定期調査報告連絡会（以下、「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、定期調査報告業務に関する共通基盤の整備、定期調査報告関係者間の連携強化、定期調査報告に関する情報発信等を行うことにより、東京都下における定期調査報告制度の普及促進に寄与することを目的とする。

(基本活動)

第3条 連絡会は、第2条の目的を達成するため、次の基本活動を行う。

- 一 定期調査報告業務に関する共通基盤の整備
  - ① 定期調査報告業務の運用等に関する情報収集
  - ② 定期調査報告技術に関する情報収集
  - ③ 定期調査報告に関する相談、苦情、トラブル等を踏まえた課題検討
  - ④ 調査技術向上に関する調査、研究
  - ⑤ その他共通基盤の整備に関すること
- 二 定期調査報告関係者間の関係強化
  - ① 定期調査報告に関する情報連絡
  - ② 関係機関・団体との情報交換
  - ③ その他情報交換の場の設置
- 三 定期調査報告に関する情報発信等
  - ① 定期調査報告制度普及のための情報発信
  - ② 定期調査報告制度改善のための情報発信
  - ③ その他必要な情報発信活動

(会員)

第4条 連絡会の会員は、正会員及び特別会員の2種類とし、それぞれ次に定めるところとする。

- 一 正会員は、建築基準法に基づく定期調査報告の資格を有する者又はその者が属する組織で、正会員として入会を認められた者とする。

二 特別会員は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターとする。

(入会)

第5条 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが開催する特殊建築物等定期調査報告実務講習会の修了登録者名簿への登録を行った者（以下「名簿登録者」という。）は、退会の申出でを行うまでは、正会員となることができる。

また、名簿登録者以外で連絡会に入会を希望する者は、所定の書面をもって申込み、運営委員会の承認を得て、会員となることができる。

(会費)

第6条 会費は、無料とする。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次のいずれかに該当する場合に、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 死亡または解散したとき。
- 三 連絡会から退会すべき者として運営委員会が決定したとき。

(退会)

第8条 退会を希望する会員は、所定の書面により届け出るものとする。

(役員)

第9条 連絡会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 運営委員 10名以内

2 役員は、正会員のうちから総会において選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

4 役員任期途中での交代における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときに、前項の職務

を執行する。

3 運営委員は、運営委員会を組織して連絡会の運営を行う。

(役員報酬)

第 11 条 役員は、無報酬とする。

(総会)

第 12 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 通常総会は、原則として、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

4 臨時総会は、会長若しくは運営委員会が必要と認めたとき又は正会員の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があったとき、これを開催する。

5 総会は、次の事項を審議決定する。

一 会則

二 役員を選任及び解任

三 事業計画

四 事業報告の承認

五 その他運営委員会が連絡会の運営に必要と認める事項

(総会の召集及び運営)

第 13 条 総会は、会長がこれを招集する。

2 総会の議長は、会長又は会長があらかじめ運営委員会の中から指名した者となる。

(総会の議決)

第 14 条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

3 総会に出席できない正会員は、委任状の提出をもって表決を委任することができる。この場合、前項の規定は、出席した者とみなして運用する。

(運営委員会)

第 15 条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、会長が必要と認めたとき開催する。

3 運営委員会は、会長が招集して、その議長となる。

- 4 運営委員会は、次の事項を審議決定する。
  - 一 入会の承認及び退会の決定
  - 二 各種部会等の設置
  - 三 事業の実施に関すること
  - 四 その他連絡会の運営に関すること
- 5 運営委員会は、その構成員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数の同意により議事を決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。
- 6 運営委員会に出席できない運営委員は、委任状の提出をもって表決を委任することができる。この場合、前項の規定は、出席した者とみなして運用する。

(事業計画)

第 16 条 連絡会の毎年度の事業計画は、総会が決定する。

(事業報告)

第 17 条 連絡会の事業報告は、毎年度終了後、総会の承認を受けなければならない。

(事務局)

第 18 条 連絡会の事務局は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターにおく。

附則 この会則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。